

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ペ ー ジ

○屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

(都市計画課)

一

規 則

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十四号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則(昭和四十九年宮城県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合)は、その役員を含む。」を加え、「第二十五条第一項第一号から第四号までのいずれにも」を「第二十五条第一

項各号に」に改め、同項第三号中「法定代理人」の下に「(法定代理人が法人である場合)は、その役員

を含む。」を加える。

その役員。次項において同じ。」を加える。

様式第十二号を次のように改める。

様式第十二号(第15条関係)

(表面)

収入証紙欄

年 月 日

宮城県知事

殿

住所

氏名

[法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名]

屋外広告業登録申請書

屋外広告業の登録を受けたいので、屋外広告物条例第22条第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	規 新		宮城県屋外広告業登録第 号	
	新 更	規 新	登録番号 登録年月日	年 月 日
フリカ 氏 名 及 び 生 年 月 日	ナ 名 日	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
[法人にあつては 商号又は名称、 代表者の氏名及 び生年月日]	生 年 月 日	年 月 日	1 法人	2 個人
住 所	郵便番号()			
[法人にあつては 主たる事務所の 所在地]	電話番号()			
1 宮城県の区域内に おいて営業を行う営 業所の名称及び所在 地	営業所の名称	営業所の所在地	電話番号	

(裏面)

2 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称	所属営業所名	フリガナ氏	摘 要
	職 名	フリガナ氏	
3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者。以下同じ。）の職名及び氏名			
4 申請者が未成年である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称、住所等	フリガナ氏名及び生年月日 〔法人にあつては商号又は名称、及び生年月日〕	生年月日 年 月 日	
5 法定代理人が法人である場合のその役員の職名及び氏名	住 所 〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕	郵便番号 ()	フリガナ氏
	職 名		
6 他の地方公共団体における登録番号	登録を受けた地方公共団体名	登 録 年 月 日	登録番号

備考
1 印のある欄には、初回登録の場合、記入しないこと。
2 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、いずれかが該当する方に丸印を付すこと。

警報帳十川卯廿「法定代理人」GトU「法定代理人が法人である場合にあつてはその役員を含む。」、他Uヤ「第25条第1項各号に」、他「第25条第1項各号のいずれにも」UヤSNo。

警報帳十川卯廿「登録申請者〔法人の役員〕の略歴書」、他〔法定代理人〕の略歴書」

「登録申請者〔本 人 定 代 理 人 代理人〕の略歴書 U「法定代理人」、他「法定代理人 法定代理人（法人）の役員」UヤSNo。

警報帳十川卯廿「〔法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕」、他「〔法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕」

「フリガナ氏名及び生年月日
〔法人にあつては商号又は名称及び生年月日〕」
住所

「フリガナ氏名及び生年月日
〔法人にあつては商号又は名称及び生年月日〕」
住所

警報帳十川卯廿「〔法人にあつては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕」、他「〔法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕」

フリガナ氏名 〔法人にあつては商号又は代表者の氏名〕	法人・個人の別	1 法人	2 個人
住所	郵便番号 ()		電話番号 ()

氏名 及び生年月日 <small>〔法人にあつては 商号又は名称及び 代表者の氏名及び 生年月日〕</small>	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人
住所 <small>〔法人にあつては 主たる事務所の 所在地〕</small>	郵便番号 () 電話番号 ()

に於て

2。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前の屋外広告物条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の屋外広告物条例施行規則の規定によるものとみなす。